

この「研究レターHem21オピニオン」は当機構の幹部、シニアフェロー、上級研究員等が研究活動や最近の社会の課題について語るコラム集です。

(「Hem21」は、ひょうご震災記念21世紀研究機構の英語表記であるHyogo Earthquake Memorial 21st Century Research Institute の略称です。)

発行：(公財) ひょうご震災記念21世紀研究機構 研究戦略センター ☎078-262-5713 〒651-0073 神戸市中央区脇浜海岸通1-5-2 (人と防災未来センター)



在職老齢年金制度と企業の内部留保： 高齢者就労促進と財政健全化への提言

研究戦略センター参与 阿部 茂行

2025年4月、筆者のもとに在職老齢年金制度による年金減額通知が届いた。これまで制度の課題について議論してきたが、実際に自身が影響を受ける立場となり、改めて制度の詳細とその影響について考察する必要性を感じた。

在職老齢年金制度の概要と課題

在職老齢年金制度は、1985年の改正により導入され、高齢者の就労促進と年金制度の持続可能性確保を目的としている。具体的には、65歳以上の年金受給者が働き続け、賃金と厚生年金の合計が一定額を超えると、年金の一部または全部が支給停止となる仕組みである。2024年度の支給停止基準額は月額50万円であり、2025年度には51万円に引き上げられる予定である。

しかし、この制度は高齢者の就労意欲を削ぐ要因となっている。内閣府の調査によれば、年金額が減らないように就業時間を調整する高齢者が44.4%に上る。また、制度の複雑さや分かりにくさも指摘されており、見直しや簡素化の議論が続いている。

年金支給停止額のマクロインパクト

在職老齢年金制度による年金支給停止額は、2022年度で約4,500億円と推計されている。これは、同年度の年金総支給額約53.7兆円の0.84%に過ぎず、制度の財政健全化への寄与は限定的である。より重要なことは年金受給高齢者の多くは自分の能力に相応な職に就けるなら就業したいと思っていることだ。つまり、在職老齢年金制度を廃止し、高齢者に能力に応じた職につけるよう、かつフレキシブルな働き方ができるようにすれば、高齢者のGDPに貢献する割合は大いに増えると考えられる。

国際的な制度比較

諸外国においても、在職中の年金受給に関する制度は存在するが、その内容は日本とは異なる。例えば、アメリカでは「リタイアメント・アーニングス・テスト」により、フルリタイアメント年齢前に一定の収入を超えると年金が減額されるが、フルリタイアメント年齢に達すると収入に関係なく年金が全額支給される。ドイツやフランス、ベルギーでも、法定退職年齢前に年金を受給しながら働く場合、収入に応じて年金が減額または停止される制度がある。一方、カナダやイギリス、ノルウェー

では、年金受給者が就労を継続しても、収入による年金の減額は行われない。

どの国でも基本的にはフルリタイアメント後は、年金とそれ以外の所得の合計額に課税するのが一般的で、日本の様な制度にはなっていない。

企業の内部留保とその活用

日本企業の内部留保は増加を続け、2023年度には名目GDPとほぼ同じ約600兆円と過去最高水準に達している。企業がこの内部留保を活用し、賃金上昇、雇用や投資に回せば、経済の活性化や高齢者の就労促進につながる可能性は大にある。ちなみに内部留保の統計がある国は限られるが、米国でおよそ12%、欧州で41%と日本が突出して高いことが分かる。

結論と提言

日本社会は急速な少子高齢化に直面しており、労働力の確保と社会保障制度の持続可能性が喫緊の課題となっている。このような状況下、在職老齢年金制度は高齢者の就労意欲を抑制する要因となっており、制度の見直しが求められている。また、税制においても、徴税が容易な対象に偏る傾向が見られ、税負担の公平性が問われている。さらに、企業の内部留保の活用が不十分であることが、経済の活性化や高齢者・女性の就労促進を阻害している。在職老齢年金制度の見直し、税制の公平性の確保、企業の内部留保の活用は、いずれも高齢者や女性の就労促進と経済の活性化に不可欠である。制度の簡素化および企業へのインセンティブ導入を含む包括的政策の必要性は、今日ますます高まっている。特に高齢者および女性の労働参加を促進し、経済の活性化と社会保障制度の持続可能性を両立させるためには、こうした政策転換が一つの有効な方策となり得るのではないだろうか。

阿部 茂行 氏

Profile

1948年生まれ
ハワイ大学経済学博士
同志社大学名誉教授
京都大学東南アジア地域研究研究所連携教授、
(公財)ひょうご震災記念21世紀研究機構 研究戦略センター参与



福島県防災基本条例の制定

阪神・淡路大震災記念 人と防災未来センター 上級研究員 武田 文男

1. 防災に関する条例

自治体の中には、法令や計画等に基づく取組みのほかに、防災に関する独自の条例を定める動きが見られる。条例は議会審議という民主的なプロセスを経て制定される自治体の法規であり、地方自治行政にとって重要な意味を持っている。地方自治研究機構の調査によると、都道府県については、災害全般を対象にした防災対策に関する条例として、令和7年3月26日時点で23道府県において条例が制定されている。また、地震・震災対策に関する条例としては、巨大地震等が懸念される10都県で制定されている。

2. 福島県防災基本条例

福島県においては、令和7年3月25日、福島県防災基本条例が公布、施行された。筆者は、この条例制定に関与したので、概要の一端を紹介させていただきたい。

(1) 背景

福島県は、平成23年3月11日に発生した東日本大震災及び原子力発電所事故による未曾有の複合災害による影響が、今もなお継続しており、復興・創生への取組みを進めている。そのような状況の中、令和元年東日本台風をはじめ、令和3年、令和4年と連続して発生した福島県沖を震源とする地震、令和5年台風第13号に伴う大雨等、度重なる自然災害に見舞われてきた。これまでも福島県は法令や地域防災計画等に基づき、様々な主体と連携しながら防災の取組みを着実に推進してきたが、災害による被害の発生を完全に防ぐことは困難であり、激甚化・頻発化している災害からの被害の最小化及び迅速な回復を図るためには、これまで以上に県民の取組みの深化が必要不可欠である。また、自助、共助、公助の各主体が、それぞれの役割を認識し、その特性を生かした上で連携した取組みを強化することにより、今後起こりうる災害による被害の最小化及び迅速な回復を図る減災につなげていくことが重要である。さらに、原子力災害等への対応についても、その特殊性を考慮しながら、避難や要配慮者への支援等の自然災害と共通する取組みや知見を生かしていくことが求められる。このような背景のもと、災害に強い県づくりを目指し、条例を制定することとした。

(2) 基本理念

- ① 防災の取組みは、県民の生命及び身体の安全確保を最優先に、災害による死者(災害関連死を含む。)を出さないことを目指し、自助・共助・公助の各主体の連携を強化することにより、被害の最小化及び迅速な回復を図る減災の考え方を基本とする。

- ② 防災の取組みは、災害に備える多様な取組みを適切に組み合わせて一体的に講ずる。
- ③ 防災の取組みは、県民一人一人が主体となって行われ、多様性と包摂性(誰一人取り残さないこと)のある持続可能な地域社会の実現を目指して推進する。
- ④ 防災の取組みは、最新の科学的知見、過去の災害から得られた経験及び教訓を生かすとともに、デジタル技術の発達を踏まえつつ絶えず改善を図る。

(3) 条例の特徴

- ① 条例においては、防災の役割や取組みを担う中核的な主体として、県民、事業者、自主防災組織、防災士、防災ボランティア、非営利支援団体、社会福祉協議会、消防団、学校等の設置者及び管理者、市町村並びに県を掲げ、それぞれに期待する役割や取組みを明示する。
- ② 災害による死者(災害関連死を含む。)を出さないことを目指すという人命最優先の方針を明示する。
- ③ 防災士の活用を図るため、県独自の地域防災サポーターへの登録を進める。
- ④ マイ避難や災害ケースマネジメント等県の防災施策との連携を図ること等が挙げられる。

(4) 条例制定の経過

福島県防災基本条例の制定は、約1年間かけて取り組まれてきた。令和6年3月から、筆者が委員長を務める検討委員会でフルオープン(全面公開)の形式で各防災主体の代表の委員等との議論により検討を重ね、条例素案を策定し、県防災会議、パブリックコメントを経て、令和7年2月県議会に条例案が提案され、令和7年3月25日に公布、施行された。

法令や計画のみならず、自治体独自の取組みを促進し、防災主体としての県民に協力を呼び掛ける防災基本条例を県民の代表と力を合わせて策定することができたが、今後、多くの県民に浸透し、地域防災力の向上につながってくれることを心から願うものである。

武田 文男 氏

Profile

兵庫県出身。東京大学学士(法学)、京都大学博士(情報学)。自治省財政企画官・参事官、自治省・総務省消防庁総務課長、福岡県副知事、内閣府防災担当審議官、京都大学特任教授、政策研究大学院大学防災・危機管理コースディレクター・教授等を歴任。福島学院大学マネジメント学部長・教授、政策研究大学院大学客員教授、阪神・淡路大震災記念人と防災未来センター上級研究員。